

広野町国民健康保険・後期高齢者医療における  
令和3年3月1日以降の窓口負担の取り扱いについて

現在、原子力災害で被災された方のうち、平成23年3月11日時点で避難指示区域等にお住まいの方は、上位所得の世帯（※）の方を除き、令和3年2月28日まで有効の一部負担金等免除証明書を交付しております。

令和3年3月1日以降の取り扱いについては、引き続き医療機関窓口での一部負担金等を免除することとなりましたので、免除該当世帯（該当者）の方へは、有効期限が令和3年3月1日から令和3年7月31日までの免除証明書を郵送いたしました。

※上位所得の世帯とは、基礎控除（33万円）後の総所得金額を合算した額が600万円を超える世帯。

お問い合わせ

広野町役場

健康福祉課保険年金係 ☎0240-27-2113